

議案第56号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成7年4月28日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年4月28日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「50万円」を「52万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.1」を「100分の7」に改める。

第4条中「100分の39.5」を「100分の39」に改める。

第5条中「24,000円」を「24,500円」に改める。

第5条の2中「24,500円」を「25,000円」に改める。

第10条中「50万円」を「52万円」に、「14,400円」を「14,700円」に、「14,700円」を「15,000円」に、「9,600円」を「9,800円」に、「9,800円」を「10,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成7年4月28日

三朝町長 田 実

三朝町国民健康保険税条例

三朝町国民健康保険会 美野 浩

三朝町国民健康保険税条例

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和42年三朝町条例第1号)の一部を改正する

に改正する。

第2条中「20万円」を「23万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.11」を「100分の7」に改める。

第4条中「100分の38.21」を「100分の39」に改める。

第5条中「24,000円」を「24,200円」に改める。

第6条の2中「24,200円」を「22,000円」に改める。

第10条中「20万円」を「22万円」に、「14,400円」を「14,700円」に改める。

第11条「14,700円」を「12,000円」に、「10,800円」を「10,000円」に改める。

第12条「10,800円」を「10,000円」に改める。